

第1号議案 令和6年度長崎市一般会計補正予算（第9号）

【目次】	ページ
<u>6款1項3目 農業振興費</u>	
施設園芸等燃油価格高騰対策費補助金	2
<u>6款1項5目 畜産業費</u>	
畜産用飼料価格高騰対策費補助金	8
<u>6款3項2目 水産業振興費</u>	
漁業用燃油価格高騰対策費補助金	15
養殖用配合飼料価格高騰対策費補助金	21
<u>6款3項6目 県施行事業費負担金</u>	
水産業費負担金 漁港事業費	27

水産農林部

令和7年1月

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
26~27	6 農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	2-1	施設園芸等燃油価格高騰対策費 補助金	千円 13,440

1 事業概要

農業用燃油の価格高騰が施設園芸における農業経営に多大な影響を与えており、現在、国の施設園芸セーフティネット構築事業（※）により価格高騰時の補填がなされているものの、施設園芸農家の実質負担は増加しているため、農業経営の継続に支障が生じており、営農意欲の減退にもつながることから、施設園芸農家の負担軽減を図るため、燃油購入費の一部を支援するもの。

（※）施設園芸セーフティネット構築事業

国と生産者が1：1で積立を行い、燃油価格が発動基準価格を超えた場合に生産者に補填金が交付される制度。

補正理由：国の1次補正予算に伴い予算を補正するもの。

2 事業内容

(1) 補助対象者

市内に住所を有する農業を営む者であり、加温を要する農作物（いちご、花き等）を栽培している者で施設園芸セーフティネット構築事業に加入している認定農業者、認定新規就農者又は実質化された人・農地プランに位置づけられた中心経営体。



いちごハウス

(2) 補助対象経費

令和7年1月1日から令和7年12月31日までに施設園芸の加温及び炭酸ガス発生等に供するために購入した農業用燃油（A重油、灯油）。

ただし、施設園芸セーフティネット構築事業による補填が発動されている期間に限る。



花きハウス

(3) 補助額 農業用燃油 1リットルにつき14円

2 事業内容

(4) 総事業費

$$13,440,000\text{円} = 8,000\text{ℓ} (\text{※1}) \times 120\text{戸} (\text{※2}) \times 14\text{円} (\text{※3})$$

(※1) 市内の令和6年度施設園芸セーフティネット構築事業加入者の平均契約量から算出

(※2) 市内の令和6年度施設園芸セーフティネット構築事業加入者数から算出

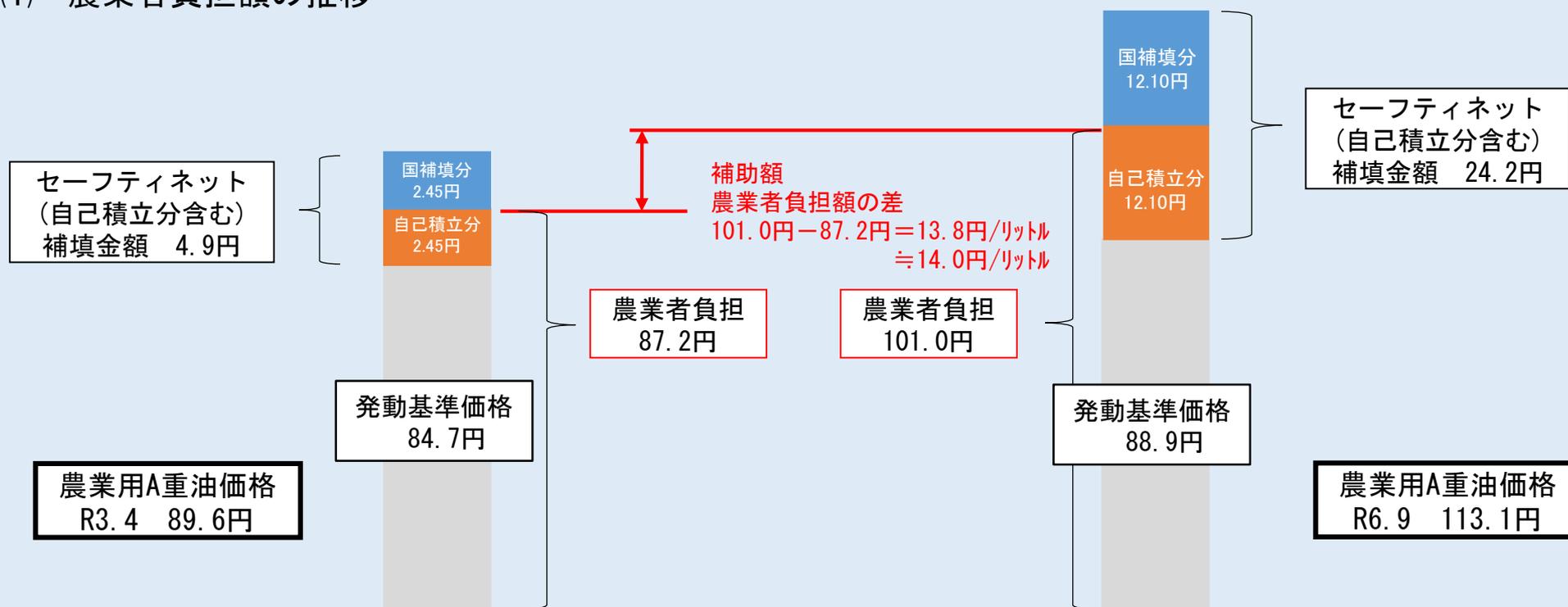
(※3) 農業用A重油価格 令和3年4月 89.6円/ℓ うち農業者負担分87.2円/ℓ

令和6年9月 113.1円/ℓ うち農業者負担分101.0円/ℓ

農業者負担分の上昇分 14円/ℓ

【参考】

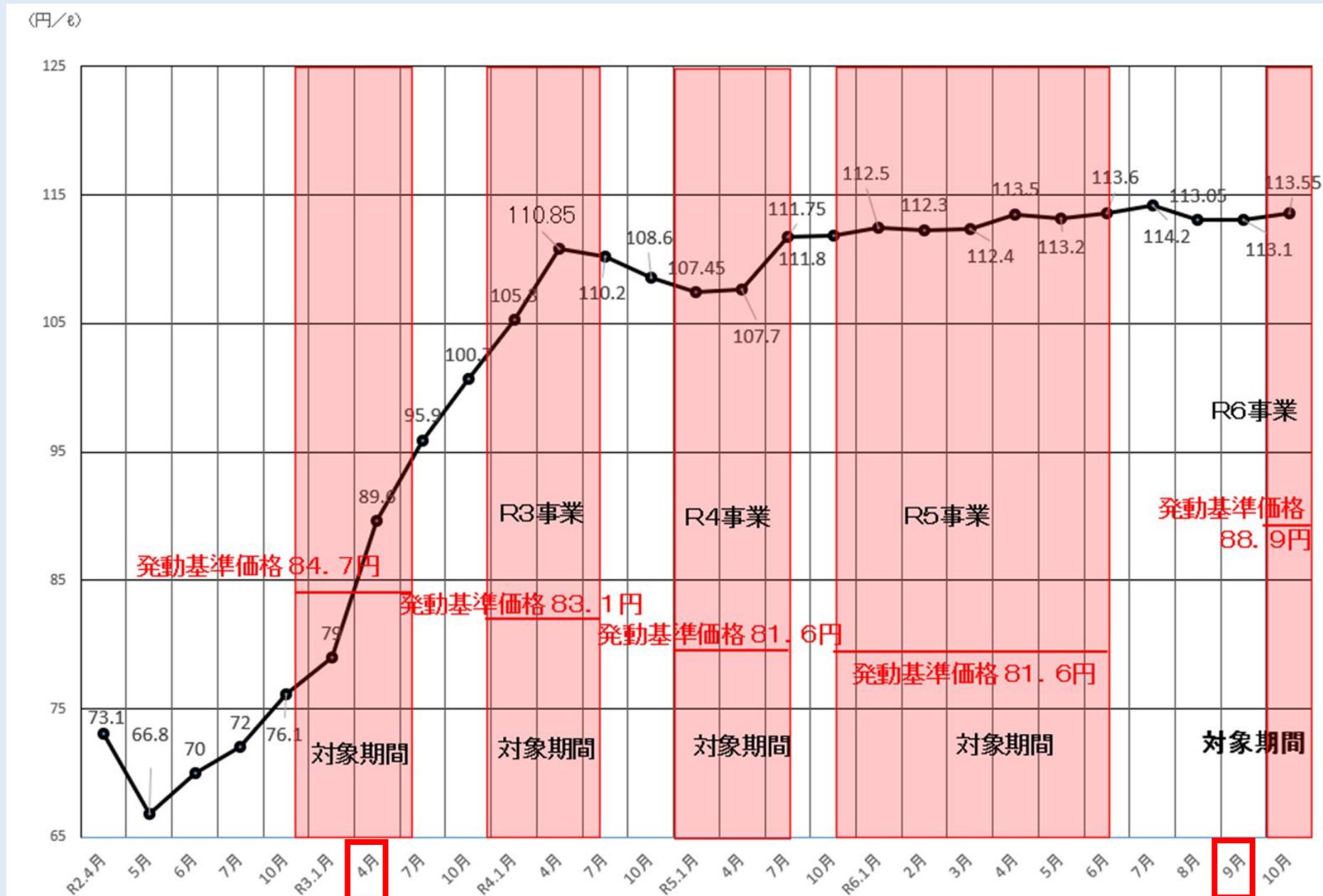
(1) 農業者負担額の推移



2 事業内容

(2) 国内における農業用A重油価格と発動基準価格の推移

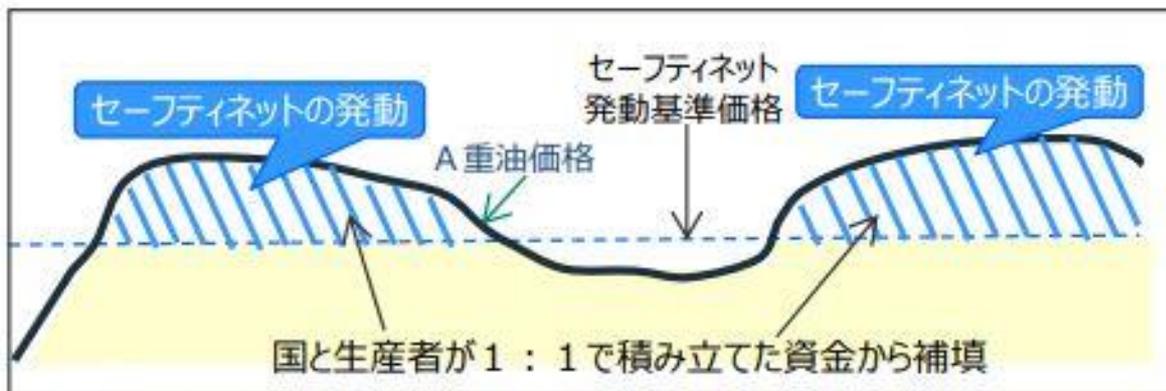
(単位：円/ℓ)



(3) 施設園芸セーフティネット構築事業の概要（出典：農林水産省HP）

基本③ 施設園芸セーフティネット構築事業

- ① 支援対象者は、セーフティネットの対象期間を選択し、燃料購入数量を設定して補填積立金を納入（国と生産者が1：1で積み立て）。
- ② 省エネルギー等対策推進計画の目標達成に向けて取組を実施し、燃料価格が一定の基準を超えた場合に補填金を交付。



【ポイント1】セーフティネット発動基準価格、補填対象数量

過去7年間のA重油価格のうち最高値1年分と最安値1年分を除いた5年の平均価格を発動基準価格とし、当該月購入数量の70%補填対象数量とする。



※補填金 = 補填単価 × 当月購入数量の70%
 補填単価 = 発動基準価格との差額
 (R6事業年度) = 価格 - 88.9円/L



2 事業内容

(4) 令和6年度施設園芸セーフティネット構築事業者加入者 契約数量

生産者（戸）	生産面積（a）	契約数量（ℓ）
120	3,030	962,280

※1戸あたり平均契約量 約8,000ℓ

(5) 過去の事業実績

予算計上時期	補助額（円）	補助対象期間	予算額（千円）	決算額（千円）	受益農家数（戸）
令和4年度 7月補正	施設園芸用A重油・灯油の購入量1リットルにつき10円	R4. 1.1～ 12.31	8,973	6,894	93
令和5年度 6月補正	施設園芸用A重油・灯油の購入量1リットルにつき7円	R5. 1.1～ 12.31	5,929	5,201	106
令和5年度 12月補正 (令和6年度へ繰越)	施設園芸用A重油・灯油の購入量1リットルにつき12円	R6. 1.1～ 12.31	13,104	—	120 (予定)

3 財源内訳

(単位:千円)

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
13,440	10,752	—	—	—	2,688

※物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(充当率 8/10)

4 繰越明許費

(単位:千円)

事業名	金額		財源内訳				
			国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
施設園芸等燃油価格高騰対策費補助金	補正後 予算現額	13,440	10,752	—	—	—	2,688
	支出予定額	—	—	—	—	—	—
	繰越明許額	13,440	10,752	—	—	—	2,688

※物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(充当率 8/10)

(1) 繰越理由

補助対象の期間が令和7年1月1日から令和7年12月31日までであり、補助対象者への補助金交付が今年度内に完了しない見込みであるため。

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
26~27	6 農林水産業費	1 農業費	5 畜産業費	1-1	畜産用飼料価格高騰対策費 補助金	千円 11,440

1 事業概要

畜産用飼料の価格高騰が畜産経営に多大な影響を与えており、畜産経営の継続に支障をきたすとともに、経営意欲の減退にもつながることから、畜産経営者の負担軽減を図るため、飼料等購入費の一部を補助するもの。

補正理由：国の1次補正予算に伴い予算を補正するもの。

2 事業内容

(1) 畜産配合飼料価格高騰対策費補助金

ア 補助対象者

市内に住所を有する畜産業を営む者であり、配合飼料価格安定制度(※)に加入している認定農業者、認定新規就農者又は実質化された人・農地プランに位置づけられた中心経営体。

(※) 配合飼料価格安定制度

配合飼料価格の上昇による畜産経営者の損失を、国、配合飼料メーカー、生産者が積み立てた基金から補填する制度

イ 補助対象経費

令和7年1月1日から令和7年12月31日までの配合飼料又は単体飼料の購入経費（単体飼料：トウモロコシ、こうりゃん、大麦、小麦等）。

ただし、配合飼料価格安定制度による補填が発動されている期間に限る。

ウ 補助額

配合飼料及び単体飼料1トンにつき200円（配合飼料価格安定制度の生産者積立金800円/tの1/4相当）



配合飼料
(トウモロコシや大豆、小麦など)

2 事業内容

エ 総事業費

(ア) 配合飼料	4,180,000円	=	20,900 t (21戸分)	(※1)	×	200円/ t (※2)
(イ) 単体飼料	260,000円	=	1,300 t (8戸分)	(※3)	×	200円/ t (※2)
合計	4,440,000円					

(※1) 市内の配合飼料価格安定制度加入者の契約量から算出

(※2) 長崎県も同額を支援

(※3) 市内の配合飼料価格安定制度加入者の単体飼料の購入実績量から算出

【参考】

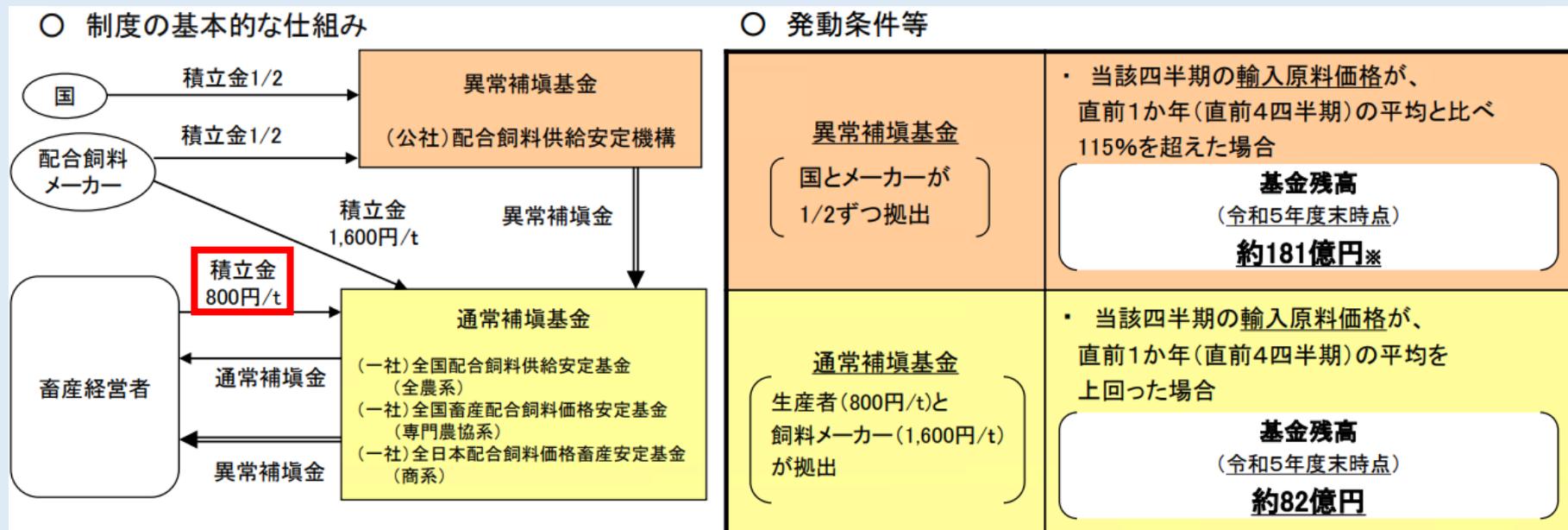
(ア) 国内における配合飼料価格の推移 (出典：農林水産省HP)

(単位：円/トン)



2 事業内容

(イ) 配合飼料価格安定制度の概要（出典：農林水産省HP）



(ウ) 令和5年度配合飼料価格安定制度の契約実績

種類	畜種	戸数	配合飼料契約数 (t)
牛	肥育牛	8	6,045
	繁殖牛	2	24
	交雑牛	4	3,795
豚	養豚	4	1,289
鳥	ブロイラー	3	9,730
合計		21	20,883

(エ) 過去の事業実績

予算計上時期	補助額	補助対象期間	予算額 (千円)	決算額 (千円)	受益農家数 (戸)
令和4年度 7月補正	配合飼料及び単体飼料 1トンにつき 200円	R4. 1. 1～ 12. 31	5,020	4,044	19
令和5年度 6月補正	配合飼料及び単体飼料 1トンにつき 200円	R5. 1. 1～ 12. 31	4,480	4,238	18
令和5年度 12月補正 (令和6年度へ繰越)	配合飼料及び単体飼料 1トンにつき 200円	R6. 1. 1～ 12. 31	4,480	—	22 (予定)

(2) 「長崎和牛・出島ばらいろ」粗飼料価格高騰対策費補助金

ア 補助対象者

JA長崎せいひ長崎地区肥育牛部会 (7戸)

イ 補助対象経費

令和7年1月1日から令和7年12月31日までに購入した畜産用粗飼料(稲わら)の購入経費

ウ 補助額

稲わら 1kgにつき7円以内 (令和2年と7年の平均購入単価の差額)

エ 総事業費

7,000,000円 = 1,000,000kg (※) × 7円/kg

(※) JA長崎せいひ長崎地区肥育牛部会の購入実績量から算出



「長崎和牛・出島ばらいろ」の牛舎



粗飼料
(稲わらなど)

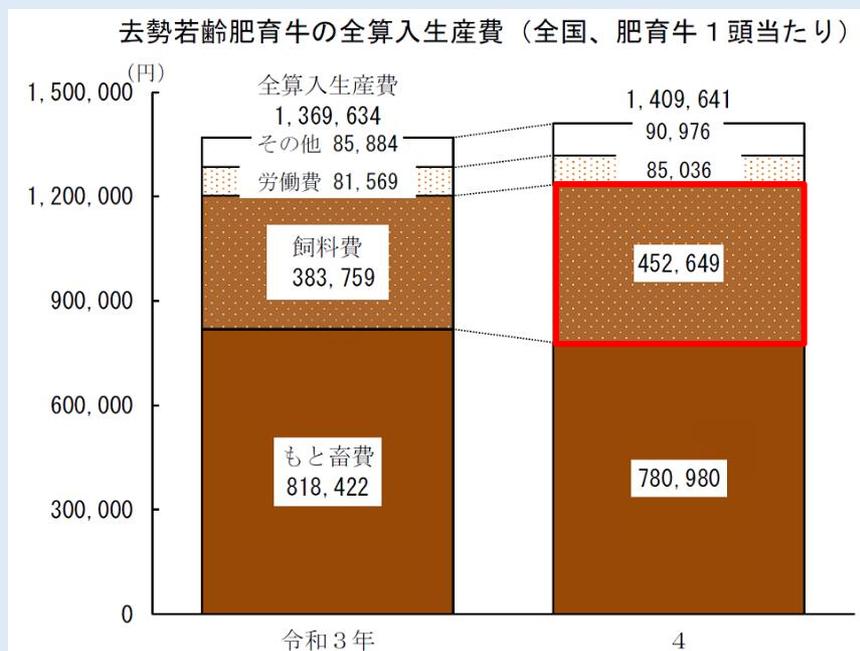
【参考】

(ア) 「長崎和牛・出島ばらいろ」のブランド化の状況

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
販売頭数(頭)	1,411	1,381	1,334	1,292	1,328	1,292	1,294	1,272	1,281	1,263
枝肉重量(kg/頭)	486.8	486.0	481.3	482.9	495.1	503.1	512.1	514.4	515.1	519.9
販売量(トン) ※販売頭数×枝肉重量	686.9	671.2	642.1	623.9	657.5	650.0	662.7	654.3	659.8	656.6
枝肉単価(円/kg)	2,025	2,446	2,704	2,522	2,574	2,589	2,287	2,625	2,569	2,508
販売額(億円) ※販売量×枝肉単価	13.9	16.4	17.4	15.7	16.9	16.8	15.2	17.2	17.0	16.5
上物率 (4等級以上)	74.3%	81.9%	80.1%	74.2%	79.20%	85.30%	89.1%	92.3%	93.3%	94.3%
市民認知度	79.3%	86.8%	84.3%	87.6%	90.30%	90.90%	90.2%	88.9%	90.5%	87.5%

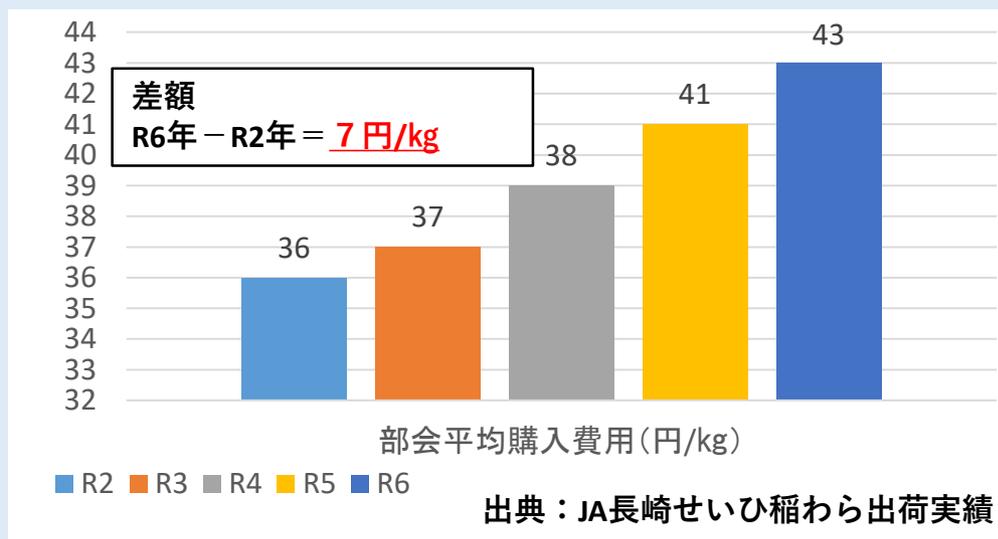
- 令和5年度の販売額は約16.5億円で本市農産物販売金額(48.4億円)の約3割のシェア
- 品質向上により、A4等級以上の発生率は9割以上(H26:74.3%→R5:94.3%)で、県内でもトップクラスの枝肉価格(R5:[出島ばらいろ]2,508円/kg、[県平均]2,250円/kg)
- 市民認知度は9割程度まで上昇(H26:79.3%→R5:87.5%)
- 飼料代の高騰や物価高騰による和牛消費低迷の影響などにより、販売頭数は減少傾向(H26 1,411頭→R5 1,263頭)。

(イ) 肥育牛の生産コストの内訳（出典：農林水産省HP）



- 肥育牛生産コスト（1頭あたり）のうち飼料費の割合は約3割で大きな割合を占めている。
- 飼料費のうち配合飼料が約8割、粗飼料が約2割。
- 配合飼料については、価格安定制度があるが、粗飼料については同様の制度がない。
- もと畜費（子牛の導入経費）については、県の農業近代化資金や市の農業振興資金預託金により支援。

(ウ) 稲わら価格の推移



- 物価高騰や2024年問題による輸送費の増などの影響により、稲わらの価格はこの5年間で約7円/kg増加。
- 「出島ばらいろ」生産者1人あたりの稲わらの使用量は年間約150t。
- 異常気象等の影響もあり、今後も更なる価格上昇が見込まれている。

3 財源内訳

(単位:千円)

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
11,440	9,152	—	—	—	2,288

※物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(充当率 8/10)

4 繰越明許費

(単位:千円)

事業名	金額		財源内訳				
			国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
畜産用飼料価格高騰 対策費補助金	補正後 予算現額	11,440	9,152	—	—	—	2,288
	支出予定額	—	—	—	—	—	—
	繰越明許額	11,440	9,152	—	—	—	2,288

※物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(充当率 8/10)

(1) 繰越理由

補助対象の期間が令和7年1月1日から令和7年12月31日までであり、補助対象者への補助金交付が今年度内に完了しない見込みであるため。

予算説明書

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
28～29	6 農林水産業費	3 水産業費	2 水産業振興費	1-1	漁業用燃油価格高騰対策費 補助金	千円 81,876

1 事業概要

市内における漁業を取り巻く環境としては、物価高騰及び漁業用燃油（A重油、ガソリン、軽油）価格の高騰が続き、漁業者の経営に多大な影響を与えている。

現在、燃油高騰対策として、国の漁業経営セーフティーネット構築事業^(※)により一定の補填がなされているものの、漁業者の実質負担は増加しており、出漁意欲の減退や漁業活動の継続に支障をきたすおそれがある。そのことから漁業活動の継続と経営の安定を図るため、燃油購入費の一部を支援するもの。

※漁業経営セーフティーネット構築事業（国）

燃油価格の上昇に備えて漁業者と国が資金を積立てているもので、原油価格が一定の基準を超えて上昇した場合に補填金が支払われる制度。上昇に応じて国の負担割合を段階的に高めて補填がなされる。

補正理由：国の1次補正予算に伴い予算を補正するもの。

2 事業内容

(1) 補助対象者

ア 沿海漁業協同組合に所属する組合員

イ 大中型まき網漁業又は以西底びき網漁業を営む漁業法人

ただし、漁業経営セーフティーネット構築事業（燃油）に加入している者に限る。

また、イの漁業法人は市内に本店を有し、市内に水揚げを行う者で、長崎県旋網漁業協同組合又は長崎県以西底曳網漁業協会に所属する者に限る。

(2) 補助対象期間

令和7年1月1日から令和7年12月31日

ただし、漁業経営セーフティーネット構築事業による補填が発動されている期間に限る。

(3) 補助金額

漁業用燃油（A重油、ガソリン、軽油）の購入量1リットルにつき17円

ただし、1事業者の上限を500万円とする。

2 事業内容

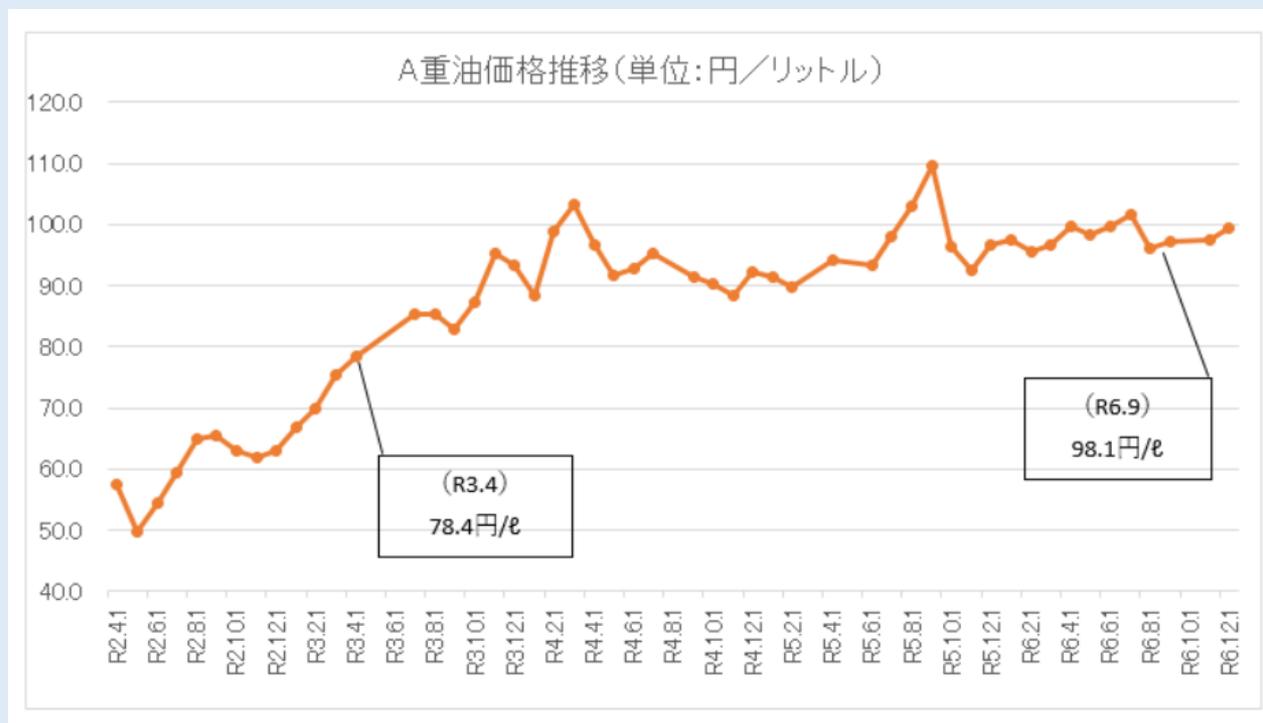
(4) 総事業費

	上限の有無	事業者数	年間購入量	事業費
沿岸漁業	上限を超えない	181	1,875kℓ	17円/ℓ×1,875,050ℓ= 31,876千円
	上限を超える	3	1,943kℓ	5,000千円×3者= 15,000千円
沖合漁業	上限を超える	7	31,985kℓ	5,000千円×7者= 35,000千円
計		191	35,803kℓ	81,876千円

※沖合漁業：大中型まき網漁業又は以西底びき網漁業を営む漁業法人

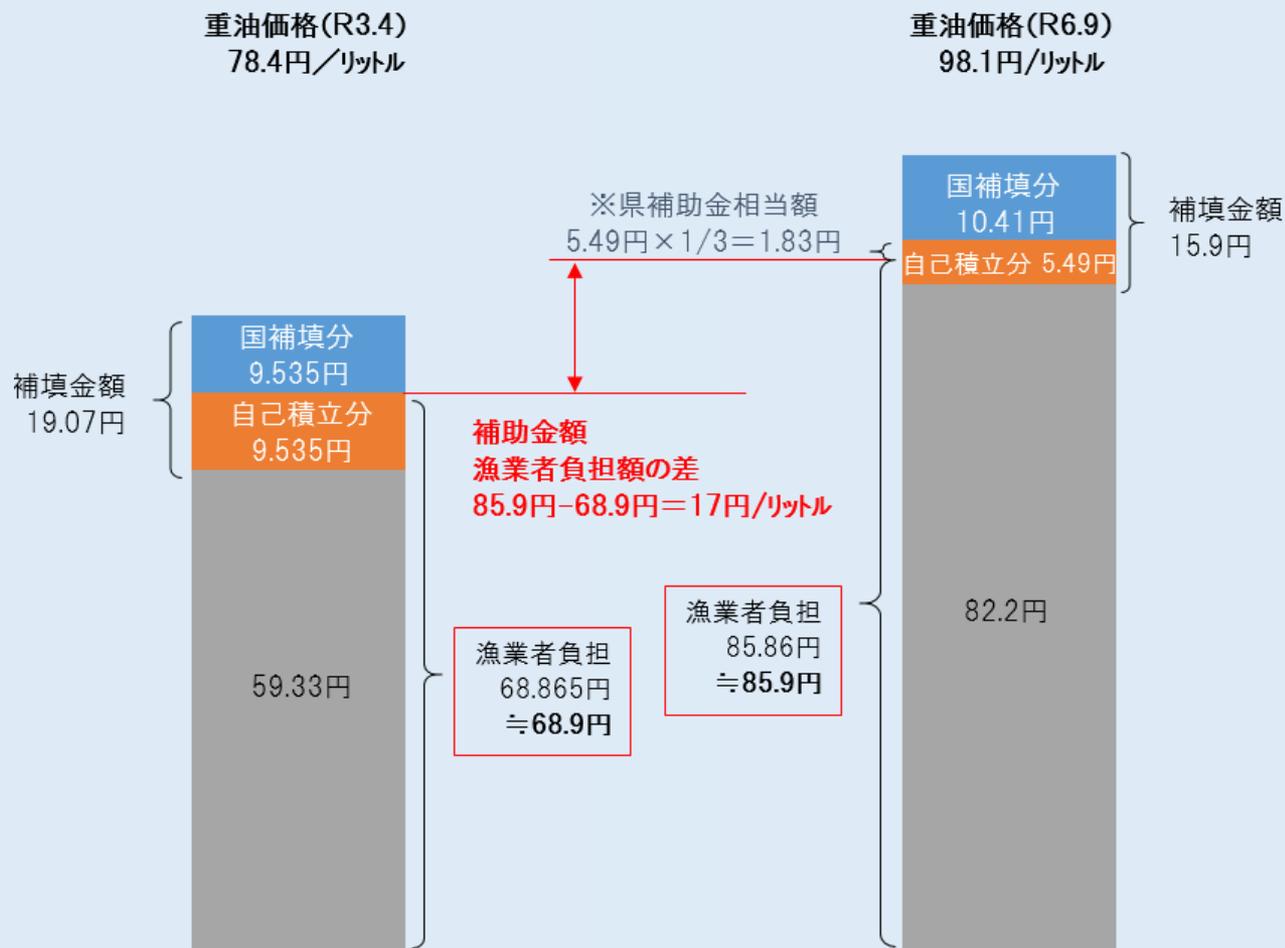
【参考】

(1) 長崎県漁連によるA重油価格の推移（出典：長崎県漁連提供資料を基に長崎市で作成）



2 事業内容

(2) 漁業用燃油の補助額



※県補助金：漁業経営セーフティーネット活用促進事業費
漁業経営セーフティーネット制度への加入・継続に
必要な経費を支援 補助率 3分の1

2 事業内容

(3) 過去の事業実績

予算計上時期	補助額（円）※	補助対象 期間	予算額 （千円）	決算額 （千円）	受益事業者数
令和4年度 7月補正	漁業用燃油（A重油、ガソリン、軽油）の購入量1リットルにつき10円	R4. 1. 1～ 12. 31	63, 200	54, 466	170
令和5年度 6月補正	漁業用燃油（A重油、ガソリン、軽油）の購入量1リットルにつき7円	R5. 1. 1～ 12. 31	60, 685	53, 606	156
令和5年度 12月補正 (令和6年度へ繰越)	漁業用燃油（A重油、ガソリン、軽油）の購入量1リットルにつき9円	R6. 1. 1～ 12. 31	66, 595	(41, 522) (前期分)	(149) (前期分)

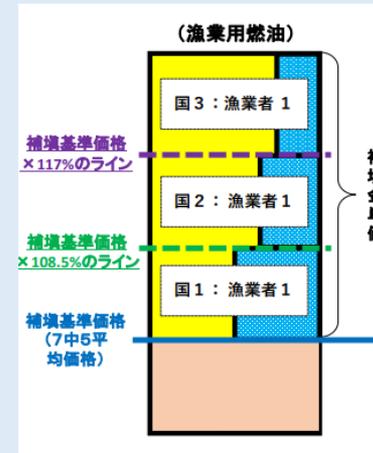
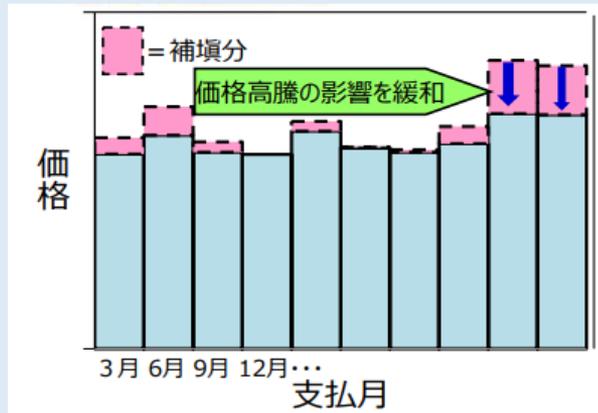
※1事業者あたり補助上限額：500万円

2 事業内容

(4) 国の取組み

漁業経営セーフティネット構築事業（出典：水産庁HP）

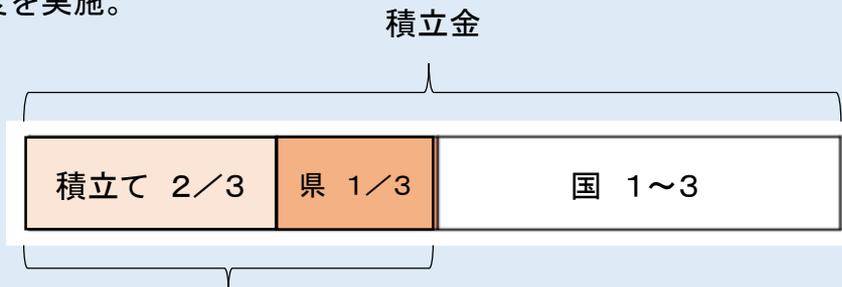
当該四半期の平均原油価格が、補填基準価格（7中5平均原油価格：直前7年間（84ヶ月分）の各月の平均原油価格のうち、高値12ヶ月分と安値12ヶ月分を除いた5年間（60ヶ月）分の平均価格の平均）を超えた場合に、補填基準価格を超えた分を補填（漁業者：国＝1：1～3）



※補填基準価格からの超過割合に応じ、国の負担割合が増加

(5) 県の取組み

漁業用燃油価格の上昇に備えて漁業者と国が積立てる資金のうち、漁業者が負担する積立金の3分の1を県が支援する制度を実施。



漁業者負担分(うち1/3を県が負担)

3 財源内訳

(単位：千円)

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
81,876	65,500	—	—	—	16,376

※物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(充当率 8/10)

4 繰越明許費

(単位：千円)

事業名	金額		財源内訳				
			国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
漁業用燃油価格高騰 対策費補助金	補正後 予算現額	81,876	65,500	—	—	—	16,376
	支出予定額	—	—	—	—	—	—
	繰越明許額	81,876	65,500	—	—	—	16,376

※物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(充当率 8/10)

(1) 繰越理由

補助対象期間が令和7年1月1日から令和7年12月31日であり、補助対象者への補助金交付が今年度内に完了しない見込みであるため。

予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
28～29	6 農林水産業費	3 水産業費	2 水産業振興費	1-2	養殖用配合飼料価格高騰 対策費補助金	千円 22,880

1 事業概要

市内養殖業においては、原油価格、物価高騰の影響を受け経営が厳しい状況が続いており、特に養殖用の配合飼料については、魚粉の輸入価格高騰により価格の値上がりが続き、さらに経営が厳しい状況となっている。

現在、配合飼料の価格高騰対策として、国の漁業経営セーフティーネット構築事業^(※)により価格補填がなされているものの、今後も高止まりが続けば事業の継続に多大なる影響が生じ、安価な飼料を使用することで価格高騰の対応を行えば、品質の低下を招く恐れもあることから、市内養殖業者の事業継続と経営安定化並びに品質の維持を図るため、配合飼料の購入費の一部を支援するもの。

※漁業経営セーフティーネット構築事業（国）

配合飼料の価格上昇に備えて漁業者と国が資金を積立てているもので、配合飼料の価格が一定基準を超えて上昇した場合に補填金が支払われる制度。

補正理由：国の1次補正予算に伴い予算を補正するもの。

2 事業内容

- (1) 補助対象者 市内漁協に所属する養殖漁業者（9事業者）
ただし、漁業経営セーフティーネット構築事業（配合飼料）に加入している者に限る。
- (2) 補助対象期間 令和7年1月1日から令和7年12月31日
ただし、漁業経営セーフティーネット構築事業による補填が発動されている期間に限る。
- (3) 補助金額 配合飼料の購入量1kgにつき16円
ただし、1事業者の上限を300万円とする。

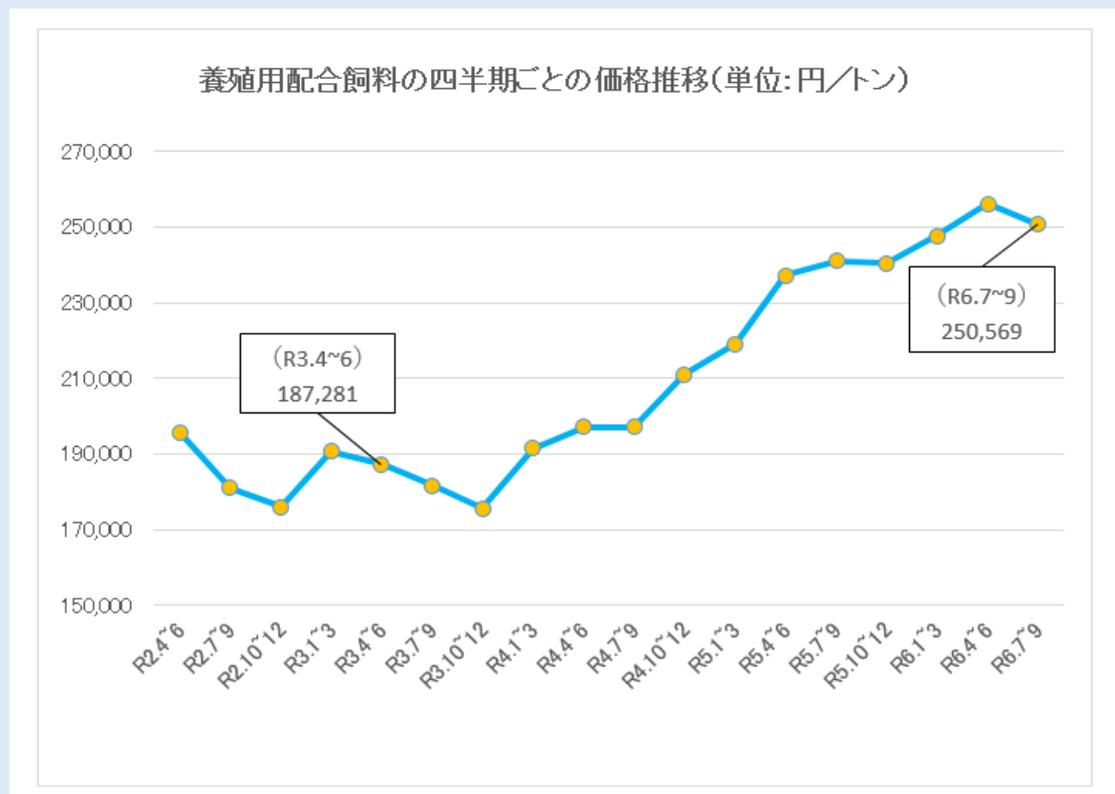
2 事業内容

(4) 総事業費

上限の有無	事業者数	年間購入量	事業費	
上限を超えない	5	680トン	16円/kg × 680,000kg =	10,880千円
上限を超える	4	4,400トン	3,000千円 × 4者 =	12,000千円
計	9	5,080トン		22,880千円

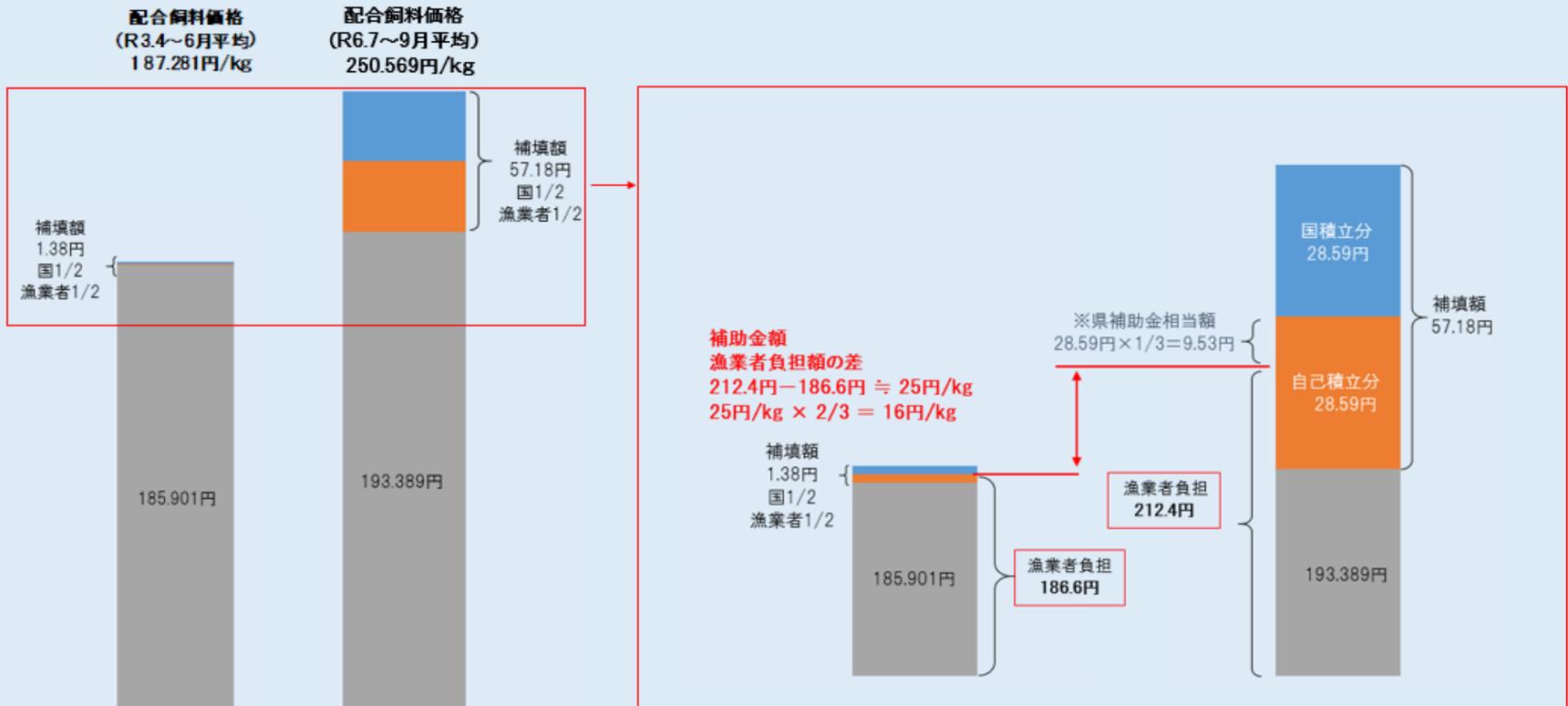
【参考】

(1) 養殖用配合飼料価格の推移（一般社団法人漁業経営安定化推進協会の数値を元に長崎市で作成）



2 事業内容

(2) 配合飼料の補助額



※県補助金：養殖用配合飼料高騰対策事業費

漁業経営セーフティーネット制度への加入・

継続に必要な経費を支援 補助率 3分の1

2 事業内容

(3) 過去の補助実績

予算計上時期	補助額 (円) ※	補助対象 期間	予算額 (千円)	決算額 (千円)	受益 事業者数
令和5年度 6月補正	配合飼料の購入量 1kgにつき7円	R5. 1. 1～ 12. 31	16, 161	10, 927	9
令和5年度 12月補正 (令和6年度へ繰越)	配合飼料の購入量 1kgにつき12円	R6. 1. 1～ 12. 31	18, 240	(8, 933) (前期分)	9

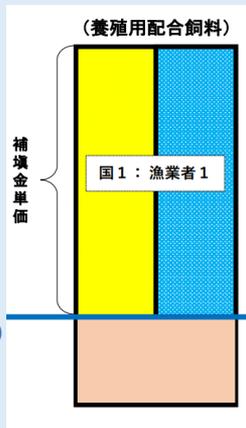
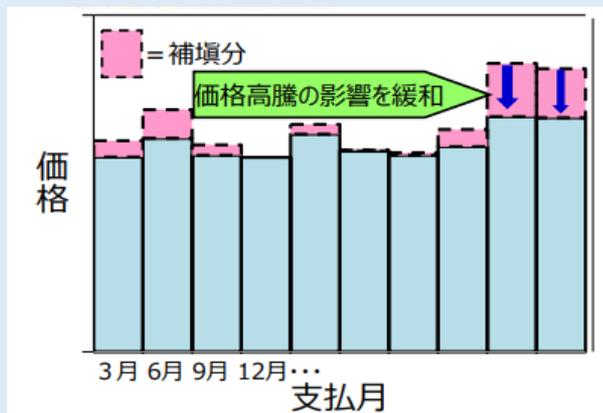
※1事業者あたり補助上限額：300万円

2 事業内容

(4) 国の取組み

漁業経営セーフティネット構築事業（出典：水産庁HP）

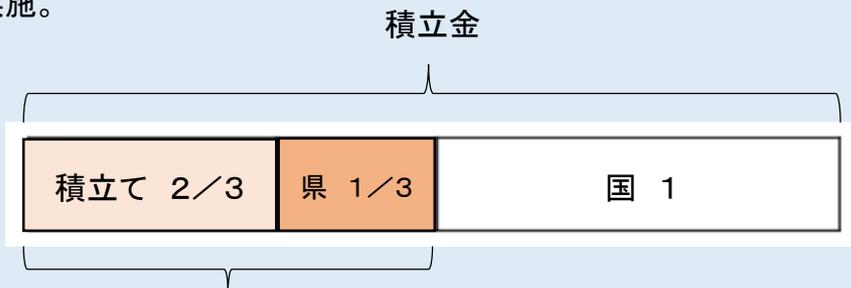
当該四半期の平均配合飼料価格が、補填基準価格（7中5平均配合飼料価格：直前7年間（84ヶ月分）の各月の平均配合飼料価格のうち、高値12ヶ月分と安値12ヶ月分を除いた5年間（60ヶ月）分の平均価格の平均）を超えた場合に、補填基準価格を超えた分を補填（養殖業者：国＝1：1）



補填基準価格
(7中5平均価格)

(5) 県の取組み

配合飼料価格の上昇に備えて漁業者と国が積立てる資金のうち、漁業者が負担する積立金の3分の1を県が支援する制度を実施。



漁業者負担分(うち1/3を県が負担)

3 財源内訳

(単位：千円)

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
22,880	18,304	—	—	—	4,576

※物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(充当率 8/10)

4 繰越明許費

(単位：千円)

事業名	金額		財源内訳				
			国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
養殖用配合飼料 価格高騰対策費 補助金	補正後 予算現額	22,880	18,304	—	—	—	4,576
	支出予定額	—	—	—	—	—	—
	繰越明許額	22,880	18,304	—	—	—	4,576

※物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(充当率 8/10)

(1) 繰越理由

補助対象期間が令和7年1月1日から令和7年12月31日であり、補助対象者への補助金交付が今年度内に完了しない見込みであるため。

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
28～29	6 農林水産業費	3 水産業費	6 県施行事業費 負担金	1-1	水産業費負担金 漁港事業費	千円 24,708

1 事業概要

長崎漁港(三重地区)等において、長崎県が実施する安全・安心な水産物の品質確保や衛生管理対策の高度化、流通機能の強化に資する岸壁等の整備に対して、地元負担金を支出するもの。
 なお、今回の補正は、国の1次補正に伴い、令和7年度に予定していた事業の一部を前倒しして実施するため予算を増額するもの。

2 長崎漁港(三重地区)全体計画

- (1) 事業期間 令和6年度～令和15年度
- (2) 主な事業
- | | |
|---------------|-----------|
| 沖防波堤(改良) | L= 70m |
| 南防波堤(改良) | L= 870m |
| －6m岸壁(A)(改良) | L= 520m |
| No.5浮棧橋(改良) | N= 1基 |
| 臨港道路畝刈琴海線(改良) | L= 2,180m |
| 臨港道路畝刈時津線(改良) | N= 1橋 |
| 配送用作業施設 | N= 1式 ほか |
- (3) 事業主体 長崎県

3 事業内容

(単位:千円)

事業名	事業費	負担割合			市負担金	事業概要
		国	県	市		
水産流通基盤整備事業	335,500				23,333	(長崎漁港)
外郭施設	235,500	2/3	28.734%	4.6%	10,833	沖防波堤(改良)
輸送施設	100,000	50.0%	37.5%	12.5%	12,500	畝刈琴海線(改良)
水産業競争力強化 漁港機能増進事業	11,000	50.0%	37.5%	12.5%	1,375	(野母漁港) 防護柵(改良)
合計	346,500				24,708	

4 財源内訳

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
補正前の額	千円 185,092	千円 -	千円 -	※1 千円 171,900	千円 -	千円 13,192
補正額	千円 24,708	千円 -	千円 -	※2 千円 24,700	千円 -	千円 8
補正後の額	千円 209,800	千円 -	千円 -	千円 196,600	千円 -	千円 13,200

※1 公共事業等債 充当率 90%(交付税措置率 22.2%) 114,100千円
 補正予算債 充当率 100%(交付税措置率 50%) 46,600千円
 緊急自然災害防止対策事業債 充当率 100%(交付税措置率 70%) 10,500千円
 一般単独事業債 充当率 75%(交付税措置率 - %) 700千円
 計 171,900千円

※2 補正予算債 充当率100%(交付税措置率 50%)

5 繰越明許費

事業名	金額		財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
水産業費負担金 漁港事業費	補正後予算現額	千円 209,800	千円 —	千円 —	千円 196,600	千円 —	千円 13,200
	支出予定額	185,092	—	—	171,900	—	13,192
	繰越明許額	24,708	—	—	※1 24,700	—	8

※1 補正予算債 充当率100%(交付税措置率 50%)

(1) 繰越事由

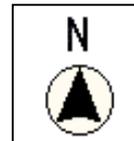
国の1次補正予算に伴う県施行事業が年度内に完了しない見込みであるため。

(2) 事業完了予定

令和8年3月

6 位置図

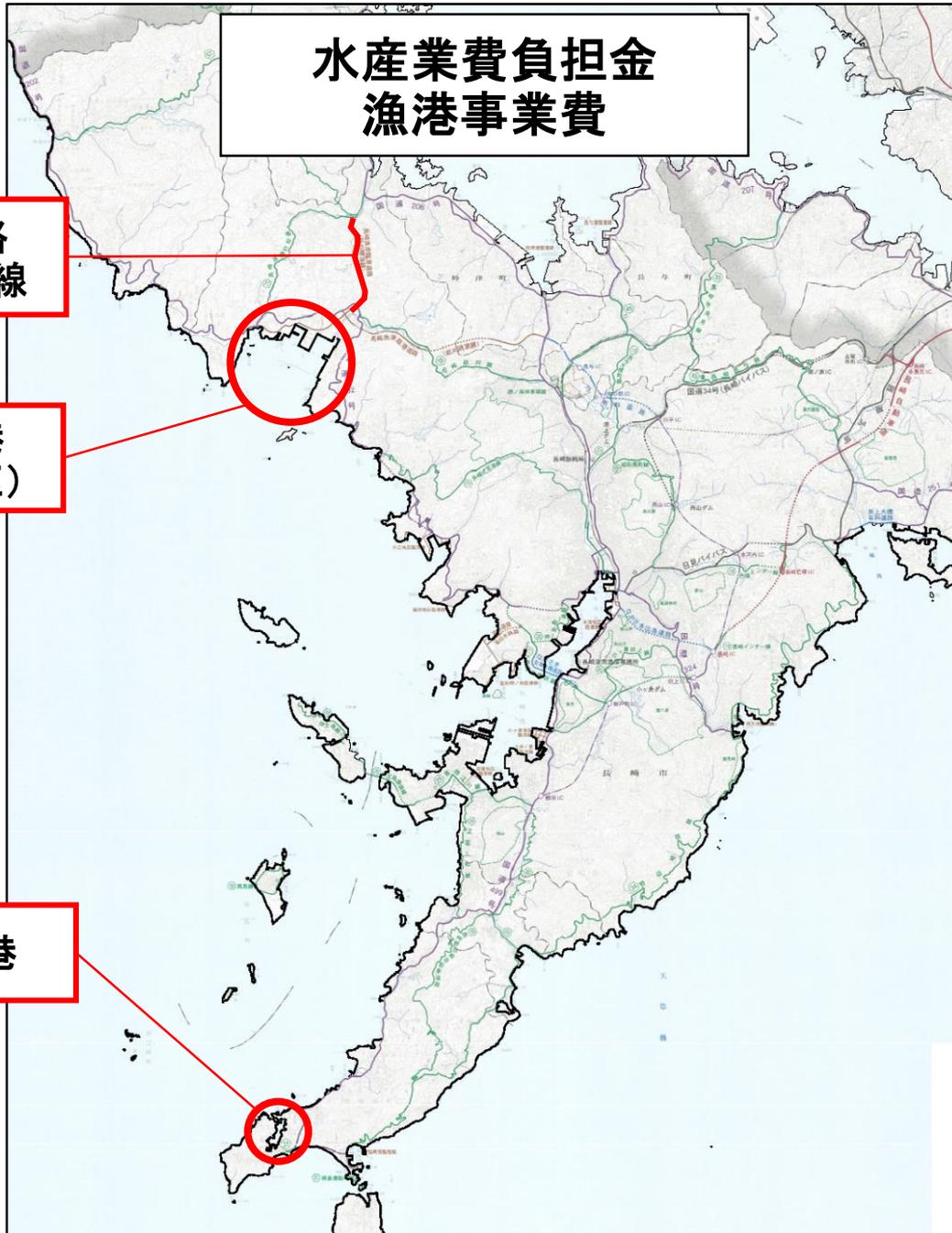
水産業費負担金
漁港事業費



臨港道路
畝刈琴海線

長崎漁港
(三重地区)

野母漁港



長崎漁港(三重地区)計画平面図

水産流通基盤整備事業

沖防波堤(改良)
耐浪化



沖防波堤

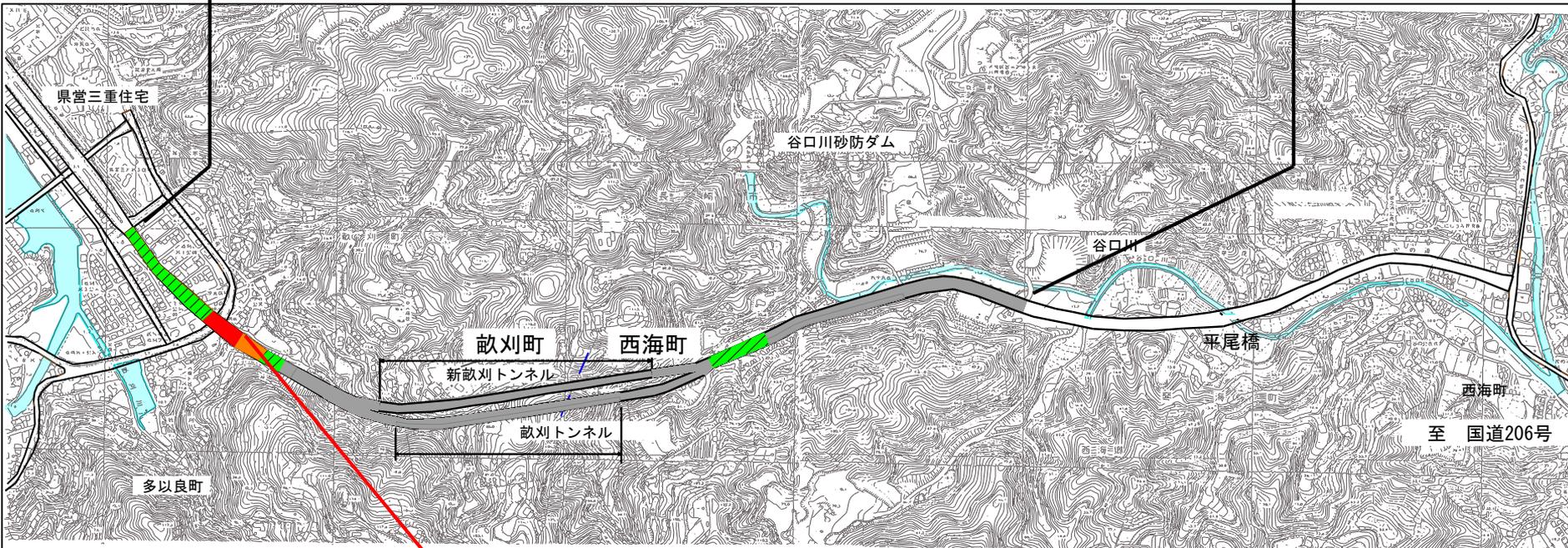
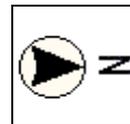
現況(沖防波堤)

凡例	
	令和5年度迄実施済箇所
	令和6年度実施箇所
	令和6年度補正箇所
	令和7年度以降

長崎漁港(臨港道路畝刈琴海線)計画平面図

水産流通基盤整備事業

臨港道路畝刈琴海線(改良) L=2, 180m(総延長L=3, 290m)



道路拡幅

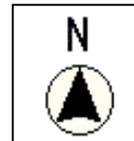


西海町⇒畝刈町

凡 例	
	令和5年度迄実施箇所
	令和6年度実施箇所
	令和6年度補正箇所
	令和7年度以降

長崎圏域 計画平面図

水産業競争力強化漁港機能増進事業



野母漁港
防護柵 L=108m



現況(防護柵)



凡 例

○ 令和6年度補正箇所